年　　月　　日

（別紙１）

　山ノ内町観光連盟　様

住　　所

宿泊施設名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

ふるさと納税寄附金返礼品「町内宿泊補助券」請求書

　ふるさと納税寄附金返礼品「町内宿泊補助券」利用に伴い下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　 　円

内訳　町内宿泊補助券　　@5,000円×　　　　　枚

２　振　込　先（**※可能な限り「JAながの」の振込先でお願いいたします**）

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 農協・銀行　　　　　本店・本所組合・金庫　　　　　支店・支所 |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 預金種類 | 普通　・　当座 |
| 口座番号 |  |

３　添付書類（必須）

・山ノ内町宿泊補助券

平成31年3月18日

各　位

山ノ内町観光連盟

会長　山 本　聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、年々利用数が増えており、精算時に大量の宿泊補助券のチェックを行う必要が発生し、その間持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更いたしますので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、変更後の手続き運用は、このお願い文到着後からとします。

記

【現行の手続き方法】

① 利用された施設は、**宿泊補助券の裏面に使用年月日・施設名・振込先をすべて**ご記入いただく。

② 利用された施設は、補助券を利用された翌月末までに観光連盟にお持ちいただく。

③ 観光連盟は、預り証を発行し、翌月10日に指定口座へ振り込みを行う。



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面へ）

【変更後の手続き方法】

① 利用された施設は、**宿泊補助券の裏面に宿泊年月日・施設名**をご記入いただく。

② 利用された施設は、**「請求書（別紙１）」と「補助券」**を利用された翌月末までに観光連盟にお持ちいただく。

　　※連盟からの預り書は発行しません。必要に応じて請求書のコピーをお願いします。

③ 観光連盟は、翌月10日に指定口座へ振り込みを行う。

（発行済みの補助券の裏面）

**※振込先は、請求書（別紙１）にご記入いただくため不要です。**



振込先記入不要

（今後発行する補助券の裏面）



【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

上林温泉旅館組合　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更する旨、各宿泊施設にお願いしますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

渋温泉旅館組合　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更する旨、各宿泊施設にお願いしますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

湯田中温泉旅館組合　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更する旨、各宿泊施設にお願いしますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

角間温泉旅館組合　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更する旨、各宿泊施設にお願いしますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

志賀高原観光協会　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更する旨、各宿泊施設にお願いしますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

北志賀高原観光協会　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更する旨、各宿泊施設にお願いしますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤

平成31年3月12日

山ノ内町役場

総務課（友好交流係）　 様

山ノ内町観光連盟

会長　山 本 聡 一 郎

山ノ内町ふるさと寄附金特典「山ノ内町宿泊補助券」の請求方法の変更について（お願い）

早春の候、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、平素より観光連盟の運営及び事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、当連盟では平成26年4月より「ふるさと納税の寄附金返礼品」として「山ノ内町宿泊補助券」を選択された方に、発行日より1年間の有効期限付きで宿泊補助券をお送りし、利用後の精算業務を行っておりますが、宿泊補助券のチェックに時間を要し、持参されました方にお待ちいただくご不便をおかけしていました。

これについて、現在行っている精算事務の一部を変更することで解消されることから、下記のとおり変更しますのでお含みおきくださいますようお願い申し上げます。

記

【現行の手続き方法】

① 利用された施設は、**宿泊補助券の裏面に使用年月日・施設名・振込先をすべて**ご記入いただく。

② 利用された施設は、補助券を利用された翌月末までに観光連盟にお持ちいただく。

③ 観光連盟は、預り証を発行し、翌月10日に指定口座へ振り込みを行う。



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面へ）

【変更後の手続き方法】

① 利用された施設は、**宿泊補助券の裏面に宿泊年月日・施設名**をご記入いただく。

② 利用された施設は、**「請求書（別紙１）」と「補助券」**を利用された翌月末までに観光連盟にお持ちいただく。

　　※連盟からの預り書は発行しません。必要に応じて請求書のコピーをお願いします。

③ 観光連盟は、翌月10日に指定口座へ振り込みを行う。

（発行済みの補助券の裏面）

**※振込先は、請求書（別紙１）にご記入いただくため不要です。**



振込先記入不要

（今後発行する補助券の裏面）



**※既存様式の在庫は約790枚です。次回印刷時は、変更後のデータをお渡しいたします。**

【お問い合わせ】

山ノ内町観光連盟

電話：33-2138　FAX:33-4655

担当：小林・西澤